令和3年第5回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和3年5月25日 (火)

開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時49分

- 2 場 所 羽咋市役所401会議室
- 3 出席委員(12人)
 - ①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糀田 幸雄 ④徳和 己嗣
 - ⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧髙田外喜子
 - ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(0人)
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(0人)
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(12人)
 - ⑬桝谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一
 - 切森田 三男 18悦永 秀雄 19南 邦夫 20芝田 俊幸
 - ②三宅 一德 ②稲農 幹夫 ③瀬戸 明 ②長濵 義雄
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長、潟辺主事、神崎会計年度任用職員
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 競(公)売買受的確証明願について
 - (4) 非農地証明について
 - (5) 農用地利用集積計画について
 - (6) 農地法制限除外の農地の移動届について
- 9 議事録署名委員 1番 岩城委員 2番 屋後委員
- 10 会議の結果

議案5件及び報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長ただ今から、羽咋市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、12名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立いたしていることをご報告いたします。

本来なら会長のご挨拶をいただくところですが、コロナ禍であります ので、ご挨拶を割愛させていただきまして、早速、農業委員会総会を開催したいと思います。

農業委員会総会については、法令で書面決議ができないということになっております。ウェブでの会議はできるんですが、機材も整っておりませんのでできるだけ少人数で参集いただく形で今回総会を開かせていただいております。

感染拡大防止のため、総会もできるだけ短時間で終えたいと思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件につきましては、議案が5件、報告が1件となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、後の進行をよろしくお願いいたします。

議 長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、<u>1番 岩城委員、2番 屋後委員</u>を指名します。 よろしくお願いします。

今ほど事務局長よりご挨拶がありましたが、コロナ禍でありますので、 事前に総会資料を配付してあります。事務局は端的に要点のみの説明にさ せていただきたいと思います。

では、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

また、本日、少数人数の開催のため、最適化推進委員の方は欠席となっております。推進委員の担当委員の意見についても事務局から説明をお願いします。

では、事務局、お願いします。

事務局 それでは、まず「議案第1号」について説明いたします。

今ほどお話ありましたように、今回事前に農業会議議件説明書ということでA4縦の冊子をお配りしてありますので、そちらもあわせて確認いただければと思います。お願いいたします。

ではまず、「議案第1号」につきましては、整理番号1番、2番ともに 経営規模の拡大による売買による所有権移転となっております。

その他の情報については記載のとおりですので、説明を省略いたします。

担当委員さんからの報告についてご説明いたします。

整理番号1番については、○○委員さんより、本人とお会いし確認したところ、特に問題がなかったというふうに回答いただいております。

整理番号2番につきましても、○○委員さんより、本人とお話しした上、 特に問題がなかったというふうに回答いただいております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局及び担当委員さんのご報告がございました。何か各委員におかれましてはご意見ございませんか。

全委員なし。

議 長 なければ、許可してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり許可することに決 定いたします。

> 次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見 決定について」を議題とします。

事務局の説明及び最適化推進委員の報告をお願いします。

事務局 「議案第2号」についてご説明いたします。

なお、今回の議案で1,000㎡超えの案件が3件、整理番号1番、3番、6番とありますので、本来であれば委員の皆様と現地を確認するところですが、マイクロバスでの移動は密になるということで、今回は現地の写真や航空写真を別紙資料に載せてあります。そちらのほうでご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、説明いたします。

まず、整理番号1番、こちらは先月の総会にて農振除外の案件として審 議しておりますが、そちらの転用申請がでてきたものです。

転用目的は、譲受人の方が代表を務める建設会社の資材置場用地とする ための申請です。

もともと隣地を資材置場として使用していました。ですが、昨今の人口減少ですとか過疎化により工場の閉鎖や空き家が増加傾向にあり、建物の解体工事の需要が高まっているということで、事業拡大のため、資材置場の拡張を希望されています。

既存の場所は作業小屋などもありまして、敷地の300㎡ぐらいを資材置場として使っているんですけれども、現在の受注の4倍程度見積りの依頼が来ておるということで、約1,200㎡の面積が必要となる見込みとなっています。

なお、別紙資料の3ページに航空写真、4ページに現地の写真、併せて 5ページには農業振興地域、青地のエリアの色塗りがしてありまして、水 色になっているところが畑地で青地となっているところ、緑色になってい るのが山林で青地となっているところです。

今回の申請地、赤く点線で囲んである部分は、青地の端にあり集団的農地の周辺部になっているので、ここを青地から除外しても農地の集団化には支障がないと判断されています。

申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張の場合は、申請地が既存面積の2分の1を超えていない場合に例外として転用の許可がされます。今回、既存施設の面積は5,650㎡ですので、1,418㎡の申請面積はその範囲内ということで許可相当とすることで判断をしております。

1番については以上です。

2番につきましては、説明書及び議案書に記載のとおりで、建売住宅用地する転用となっております。

次に、整理番号3番なんですけれども、こちら、すいません、議案の訂 正を一部お願いいたします。

譲渡人が法人で、譲受人が個人になっているんですけれども、こちら所有権は移転せずに使用貸借での申請となっておりますので、法人のほうが貸人で、個人の方が借人という形で貸借の関係になりますので、議案書の訂正をお願いいたします。

こちらの転用目的は、借人の方が乾燥場を建設されるための申請となっております。こちらの乾燥場は、個人のほか、法人としても使われる予定

となっております。

次に、整理番号4番、5番につきましては2筆を同一事業に利用する申請で、譲受人の方の自己住宅用地を建設される予定です。

整理番号6番については、譲受人の法人が施設敷地内に新しく工場を増設されるということで、これまで駐車場としていたスペースが利用できなくなることから、新たに駐車場を建設されるものです。

整理番号7番につきましては、貸駐車場ということで議案書に記載のとおりでございます。

続けて、担当委員さんからの報告に移りたいと思います。

まず、整理番号の3番、○○委員さんより、生産組合長に確認をしたと ころ、生産組合も同意しているし、周囲の所有者にも話はいっていたので 特に問題はないということで回答をいただいております。

次、整理番号2番については、○○委員さんより、田側と排水側の2方を擁壁することを条件として転用を認めるというふうに報告をいただいております。

同じく整理番号7番につきましても、〇〇委員さんより、同じく田側と排水側の2方を擁壁し、周囲の耕作者に迷惑をかけないということを条件に転用を許可するというふうに報告をいただいております。

要点のみではありますが、議案についての説明は以上です。

そうしましたら、本来確認するべきであった1,000㎡超えの案件について写真を一緒に確認していただこうと思います。

先ほどの整理番号1番については説明済みですので、整理番号3番については、地図が7ページに載せてあります。航空写真では道が入っているように見えるんですけれども、道路として登記されているものではなく、田んぼの中に管理道路として入っているものになります。

次に、整理番号6番については、10ページに航空写真が記載してあります。11ページのほうには現地の写真が載せてありますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、6番、○○委員さん。

担当委員 整理番号1番ですが、〇〇町の〇〇〇〇さん、〇〇建設さんの双方に確認しまして、間違いないということで回答いただいております。現地も見に行きましたけど、問題ないと思われます。

6番は、○○○○○○○さんはちょっと確認できなかったんですけれども、○○の○○○○さんに確認したところ、間違いないということで回答をいただいております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

整理番号4番、5番、○○委員さん。

担当委員 4番、5番ですけれども、資料の8ページ、9ページ見ていただきたい と思います。この申請地の周りですけれども、緑色になっているのは、畑 のエリアになります。この周辺に住宅が建ち並んでいる。集落の中に畑が あるという状況です。

この畑全体で大体約2,000㎡の土地で、2筆あるんですが、これは畑の隅のほうで道路に接している、そういった場所であります。生産組合の同意につきましては、既に同意はいただいているようですので、特段支障がないと判断いたしました。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

今月はたくさんの農地法5条申請がありました。皆さん何かご意見があればお願いしたいんですけれども。ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議 長 なければ、「議案第2号」は上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 では、「議案第2号」は異議なしと認め、原案どおり上申することに決 定いたします。

次に、「議案第3号 競(公)売買受適格証明願について」議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 では、「議案第3号」ですけれども、こちら初めて出る案件ですので、 どういったものかまずご説明をさせていただきます。

こちらの案件につきましては、金沢国税局の公売の対象となっているものでして、農地の場合は競売物件であっても農地法の許可基準に該当しているか証明を受けてから競売に参加する必要がございます。また、今回、こちらに記載されている方が競売に参加したいということで手を挙げた方になるんですけれども、この後に競売が実際行われて、買受適格証明の交付を受けた方が最高価で落札者となった場合に、同内容で農地法3条、農地の所有権移転の申請ですが、そちらの申請書を提出した場合、再度、総会で審議を行わず、すぐに許可書の交付をする形となっております。

ですので、今回の案件は、まずこの方に競売に参加する上での証明書を交付してもよいかを諮るというような議案となっております。

それでは、議案の説明をいたします。

今回、申請があった農地及び出願人の方につきましては議案書に記載のとおりでございます。

経営規模の拡大による申請となっておりまして、出願人の経営面積、主に〇〇町なんですけれども、こちらのほうの耕作証明を提出いただいておりまして、経営面積は68アール。当該地区の下限面積30アールの要件を満たしております。

あわせて、農機具の所有数ですとか、農業の経営状況についても書面で ご提出をいただいております。 以上でございます。

議 長 ありがとうございます。「議案第3号」は初めての案件で、何か皆さん 方、ご質問等、ご意見等がございませんか。

全委員なし。

議 長 よろしいですか。

全委員 異議なし。

議 長 では、「議案第3号」は異議なしと認め、原案どおり承認することに決 定いたします。

次に、「議案第4号 非農地証明について」議題とします。

事務局の説明及び最適化推進委員の報告をお願いします。

事務局 「議案第4号 非農地証明について」です。

申請地及び申請人については議案書に記載のとおりです。

今回、森林整備を行うため、申請を行うものです。実際に申請地の周辺につきましては、現況地目共に山林となっており、ここだけが田として台帳に残っているような形でした。

申請者によると30年前から耕作はされていない状態とのことで、事務局としても非農地と判断しても周囲に影響はないと考えており、証明願の許可は妥当と判断しております。

なお、現地の航空写真につきましては、別紙資料の13ページのほうに載せてあります。

担当の○○委員からは、現地及び周辺は既に山林化しており、特に問題ないというふうに報告をいただいております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

ただいま「議案第4号」、事務局より説明がありました。ほかに何かご 意見ございませんか。

全委員 なし。

議 長 よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決 定いたします。

> 次に、「議案第5号 農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第5号 農用地利用集積計画について」です。

利用権設定の概要については、議案書の19ページを御覧ください。

今回は田が53筆、畑が17筆で、合計14万1,386㎡の申請がございました。 新規の設定が31筆で、再設定が39筆となっております。

詳細の説明については割愛させていただくんですけれども、整理番号の21番、ページで言いますと23ページです。23ページに記載されています整理番号の21番から26番につきましては農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定となっております。

事務局の説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご意見ございませんか。

全委員なし。

議 長 なければ、「議案第5号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第5号」は報告のとおり承認することに 決定いたします。

> 次に、「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について」議題と します。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について」ご説明します。 今回届出は、議案書に記載の田1筆、面積100㎡のうち2.25㎡が申請の 対象となっております。

転用の理由については土地の賃借で、携帯電話の基地局を新設するものでありまして、こちらは農地法の許可を要しない、制限除外の規定に該当しています。

なお、事業者は○○○○○○○株式会社となっております。

議案の説明は以上です。

議 長 この案件については、私の受け持ち地区でありますので、私のほうから ご報告させていただきたいと思います。

先日、22日に、○○○さんと面会をし、確認したところ、○○○○と契約したということなので、全く問題ないと思います。

以上であります。

報告について何かご意見ございませんか。

全委員なし。

議 長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに 決定いたします。

以上で本日の議案審議が全て終了しました。

ここで一旦閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人